

障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策 区分	評価 視点	令和6年度				
番号	計画	所管課	取組	内容			実施すること	実施することによる効果の目標	実施したこと	実施したことによる効果	所管評価
1	1-1	障がい福祉課	自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	1-1 1-2 3	②③④	・引き続き、各種会議に障がいのある人の当事者又は家族である障がい団体の会員に委員として参画していただく。（②） ・専門部会で、各種サービス等を利用することをイメージしやすくするために動画を作成し、令和5年度に作成した年表に組み込むことで周知を図る。（③）	・障がいのある人の当事者又は家族の、委員としての会議への参画者数：4人（②）	・各種会議に、障がいのある人の当事者又は家族である障がい団体の会員に委員として参画していただいた。（②） ・専門部会で各種サービスを利用することをイメージしやすくする動画を複数作成し、昨年度作成した、障がいのある人の相談先やライフプラン例の一覧に動画の二次元コードを掲載し、冊子「らいふ&すまいる～えがお つなぐ あしやライフプラン～」を作成した。（③）	・障がいのある人の当事者又は家族の、委員としての会議への参画者数：4人（②） ・各種会議において、障がい団体の会員から障がい福祉施策に対する意見をいただき、本市事業に共に取り組むことができた。（②） ・冊子に動画を掲載することで、より手続き等がイメージしていただきやすくなった。（③）	A
2	1-1	地域福祉課 （障がい福祉課）	民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員に対して研修を実施していきます。また、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供を行っていきます。	1-1	④	（障がい福祉課） ・引き続き、民生委員が緊急・災害時要援護者台帳の内容を本人等に確認することで、見守りを実施する。（④） （地域福祉課） ・引き続き、芦屋市障がい者基幹相談支援センター・障がい福祉課と連携し、研修を実施していく。（④）	（障がい福祉課） ・緊急・災害時要援護者台帳の内容の確認をとおし、地域のつながりを築いていく。（④） （地域福祉課） ・知識の習得や意識の向上を通して、より隔たりのない地域活動につなげる。（④）	（地域福祉課） ・芦屋市障がい者基幹相談支援センター・障がい福祉課、当事者団体と連携し、芦屋市民生児童委員協議会に対して障がいの理解促進についての研修を実施した。（④） （障がい福祉課） ・民生委員が緊急・災害時要援護者台帳の内容を本人等に確認することで、見守りを実施することができた。（④） ・時間が合わない等で、本人と民生委員が面会できないケースもあり、課題となっている。（④）	（地域福祉課） ・民生委員の知識の習得や意識向上につながった。（④） （障がい福祉課） ・民生委員が緊急・災害時要援護者台帳の内容を本人等に確認することで、見守りを実施することができた。（④） ・時間が合わない等で、本人と民生委員が面会できないケースもあり、課題となっている。（④）	B
3	1-1	障がい福祉課 社会福祉協議会	障がい者基幹相談支援センター機能の充実	障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。 入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組みます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。 権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。	1-1 1-2	②④	（障がい福祉課） ・地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図る。（②） ・困難化・複雑化している相談（課題複合型）について他部署・他機関と連携を図るとともに、会議などで課題を抽出し、介入困難ケースの対応にあたる。（②）	（障がい福祉課） ・定例会実施回数：概ね月1回 ・介入困難ケースの対応をセンターと連携して対応することで、様々な困難を抱えた障がいのある人の社会生活を支援する。（②）	（障がい福祉課） ・福祉センターにおいて、相談支援事業・障がい者基幹相談支援センター事業を実施した。（②） ・地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センターと毎月1回定例会を実施し、障がい者基幹相談支援センターで実施している事業等の進捗管理を行った。（②）	（障がい福祉課） ・定例会実施回数：1月を除く月1回（計11回） ・定例会において進捗報告を求めることで、センターが実施する様々な事業が概ね滞りなく進んだ。（②）	A
4	1-5	障がい福祉課	意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施します。	2 3	③	・引き続き、職員向けの手話教室を実施し、職員へ手話及び障がいの理解の啓発を行う。（③） ・新任職員研修では、引き続き手話研修を実施し、人権意識を高める。（③） ・職員の障がい理解を深めるために、意思疎通支援・障がい理解研修を実施する。（③）	・職員向けの手話教室の延べ出席者数：70人（③） ・意思疎通支援・障がい理解研修の参加者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した数の割合：90%（③）	・職員向けの手話教室を11回実施した。（③） ・新任職員研修にて手話に関する研修を実施した。（③） ・意思疎通支援・障がい理解研修を全2回で開催した。（③）	・職員向けの手話教室の延べ出席者数：116人（③） ・意思疎通支援・障がい理解研修の参加者アンケートで「満足」又は「ほぼ満足」と回答した数の割合：100%（③） ・職員向けの手話教室に、年代や職位を超えて延べ100人の職員が出席し、手話や障がい者福祉への理解を深め、簡単な手話を習得してもらえた。（③） ・新任職員研修に、17人の新任職員が出席した。初めて手話を学んだ職員がほとんどだったが、手話や障がい者福祉への理解を深めてもらった。（③） ・意思疎通支援・障がい理解研修で視覚障がいを取上げ、年代や職位を超え、1回目は14人、2回目は16人の職員が出席した。疑似体験も交えた内容により、障がい理解をより深めることができた。（③）	A
5	2-1	障がい福祉課 秘書・広報課	広報誌・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	1-1	④	（障がい福祉課） ・保健福祉フェアで、障がい理解に関する展示及び体験ブースを出展する。（④） （秘書・広報課） ・令和6年度においても障がいに関する特集記事を掲載する。	（障がい福祉課） ・保健福祉フェアのブース来場者数：50人 ・保健福祉フェアの展示及び体験をとおして、障がいのない人の障がい理解の促進につなげる。（④） （秘書・広報課） ・広報誌での障がいに関する特集記事をとおして、障がいのない人の障がい理解の促進につなげる。（④）	（障がい福祉課） ・保健福祉フェアで、ユニバーサルデザインのおもちゃの使用体験会及びユニバーサルデザインのパッケージ等の展示を行った。（④） ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業について、登録店舗等をASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントにて紹介した。（④） （秘書・広報課） ・令和6年12月号の特集に【音のない世界で～ともに暮らす芦屋～】と題した聴覚障害を中心とした特集記事を掲載した。（④）	（障がい福祉課） ・保健福祉フェアのブース来場者数：約90人 ・想定を上回る人数の方にユニバーサルデザインの物に触れていただくことができ、ユニバーサルデザインを採用することによる障がいのある人への配慮の方法やアイデアを知っていただける機会になった。（④） ・フォロワー数や各投稿へのリーチ数について課題はあるものの、Instagramアカウントを広く公開することで、障がいの有無にかかわらず様々な人に合理的配慮について考えていただくきっかけを提供することができた。（④） （秘書・広報課） ・特定の障害に注目した記事となり、その障がい特性について詳しく紹介することができ、合理的配慮についても情報提供することができた。（④）	A

障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策 区分	評価 視点	令和6年度				
番号	計画	所管課	取組	内容			実施すること	実施することによる効果の目標	実施したこと	実施したことによる効果	所管評価
6	2-1	障がい福祉課 秘書・広報課	マスメディア・SNSによる 広報啓発活動	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する 情報について、市民への周知・啓発に努めます。 また、Facebook等のSNSを通じて市民への周知・啓 発にも努めます。	1-1	④	・芦屋市ホームページ、広報あしや、各種SNSを通じ て、障がい理解の啓発を推進していく。（④）	・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業新規登録店舗 数：10件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントハ の投稿数：30件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウント フォロワー数：150人（④）	・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業について、登 録店舗等をASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカ ウントにて紹介した。（④） ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS （Instagram、X）において、障がい児・者作品展の開 催に関する周知を行った。（④）	・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業新規登録店舗 数：9件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントハ の投稿数：27件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウント フォロワー数：180人（④） ・フォロワー数や各投稿へのリーチ数について課題は あるものの、Instagramアカウントを広く公開すること で、障がいの有無にかかわらず様々な人に合理的配慮 について考えていただくきっかけを提供することがで きた。（④）	B
7	2-2	ほいく課 保健安全・特別支 援教育課	インクルーシブ教育・保育事 業の実施	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対し て必要な支援体制を整備し、集団生活を行うこと により、当該子どもの健全な発達が進められるよう 取り組みます。	2	① ② ③	（ほいく課） ・引き続き、個別的支援を要する児童に対し、就学前 教育・保育支援者会及び検討委員会を実施し、集団に よる教育・保育において健全な発達を促進できるよう にする。（②） ・勉強会や研修会を実施し、保育の質の向上を目指 し、より良い支援につなげる。（①②③） （保健安全・特別支援教育課） ・引き続き、特別教育支援センターの専門指導員や合 理的配慮コーディネーターと連携しながら、医療的ケ アが必要な幼児への人的支援も含めた個別の支援の充 実を図る。（①②③） ・配慮を要する子どもの発達段階や特性、教育的ニ ーズを十分に把握し、個別の支援計画等、支援のあり方 の見直しを適宜行っていく。（①②③） ・特別支援教育研究会や研修会の参加者を、就学前か ら中学校とし、支援の充実、縦のつながりを図る。 （①②③）	（ほいく課） ・個別的支援を要する児童に対し、集団による教育・ 保育において健全な発達を促進できるようにする。 （①②③） （保健安全・特別支援教育課） ・個別の支援を充実させる。（①②③） ・長期的な視点で個別の教育支援計画や個々の実態に 合わせた個別の教育支援計画を作成する。（①②③） ・就学前から小学校、中学校へと、つながる特別支援 教育を目指す。（①②③） ・障がいのある児童が集団の中で生活することを通し て、発達を促しながら、地域の中で安心して生活で できるようにする。（①②③）	（ほいく課） ・個別的配慮を要する児童に対し、就学前教育・保育 支援者会及び検討委員会を5回実施した。（②） ・勉強会を4回、研修会を4回実施し、保育の質の向上 を目指し、より良い支援につなげた。（①②③） （保健安全・特別支援教育課） ・就学前、小学校、中学校の教員を対象に、特別支援 教育研究会や実践報告及び研修会を開催し、特別支援 教育への理解と専門性の向上を図った。（①②③） ・特別支援教育研修会では、医学博士であり大学教授 を講師に招聘し、3回継続して学べる機会を行った。 ・特別支援教育センター専門指導員による巡回指導を 行った。（①②③） ・加配検討委員会を開催し、専門員と協議を重ね、必 要に応じて各園に特別支援教育加配教諭・支援員・看 護員等を配置した。（①②③）	（ほいく課） ・個別的配慮を要する児童に対し、集団による教育・ 保育において健全な発達を促進することができた。（②） ・勉強会の実施により、担任、加配保育教諭等を対象 に個別支援シート等の記載方法や子どもの姿の捉え 方、支援の振り返り方を具体的に学ぶことができた。 （①②③） ・研修会を通して、講師による個別的配慮を要する児 童への支援方法の指導を受け、日々の教育・保育の実 践につなげることができた。（②） （保健安全・特別支援教育課） ・特別支援研究会や研修会で、参加者を就学前から中 学校と幅広くしたことで、連携について確認し、それ ぞれの成長過程での支援について、具体的に学ぶこと ができた。（①②③） ・就学前、小学校、中学校の縦でつながることができ たことにより、早い段階で子どもの情報を共有するこ とができた。（①②③） ・特別支援教育センター専門指導員による巡回指導を 行うことで、支援の必要な幼児への個別の支援の充実 に務めることができた。（①②③） ・各園に特別支援教育加配教諭・支援員・看護員等を 配置することにより、一人一人の必要に応じた適切な 支援を行うことができた。（①②③）	A
8	2-2	保健安全・特別支 援教育課	校内支援体制の整備	特別支援教育コーディネーターを中心として、校 内委員会において、個に応じた支援の在り方につ いての共通理解や検討を行うとともに、特別支援 教育センターと連携し、支援体制の充実を図りま す。	2	① ② ③	・引き続き、特別支援コーディネーター会を持ち、そ れぞれの役割や個別の支援計画、合理的配慮等につ いて確認する。（①②③） ・校内において児童生徒の成長に合わせた指導ができ よう、コーディネーターを中心に個別の支援計画等 の内容を見直ししながら進める。（①②③） ・特別支援教育センターの専門指導員や合理的配慮 コーディネーターが、教員や特別支援教育に係る幼児 児童生徒への指導助言行い、個別の支援の充実に努め る。（①②③）	・コーディネーター会の充実。（①②③） ・コーディネーター教員の資質向上を図る。（①②③） ・個別の支援計画や個別の指導計画等の作成、見直し を繰り返し、個別の支援を充実させる。（①②③） ・専門指導員の巡回や指導助言等のさらなる充実。（① ②③）	・特別支援コーディネーター会を持ち、それぞれの役 割や個別の支援計画、合理的配慮等について確認する ことが出来た。（①②③） ・校内においては児童生徒の成長に合わせた指導がで きよう、コーディネーターを中心に個別の支援計画 等の内容を見直しながら進めるよう努めた。（①②③） ・特別支援教育センターの専門指導員や合理的配慮 コーディネーターが、教員や特別支援教育に係る幼児 児童生徒への指導助言行うことで、個別の支援の充実 に努めることが出来た。（①②③）	・コーディネーターを中心に校内での支援を進めるこ とができた。合理的配慮等の確認については、校内で も確認する必要があるが、担当者のみとなり、情報の 共有が徹底しないことがあった。（①②③） ・専門指導員の巡回や指導助言等の要望が増えてきて おり、専門的な指導により、学校や保護者の安心につ ながることが多かった。今後、時間等の確保が課題で ある。（①②③）	A
9	2-2	教育委員会管理課	教育施設の点検・整備	学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよ う、バリアフリー化を進めます。	2	①	・潮見中学校において、1階の多目的トイレを拡張 し、ユニバーサルシート及びオストメイト対応の便座 を設置する。（①）	・誰にでも使いやすいトイレをつくる。（①）	・潮見中学校において、1階の多目的トイレを拡張し、 ユニバーサルシート及びオストメイト対応の便座を設 置した。（①）	工事が完了し、また現時点で不具合等の報告はなく、 有効に活用されている。（①）	A
10	2-3	学校支援課	特別活動の推進	トライやる・ウィークや学校園行事をはじめとし た特別活動を通じて、障がいのある児童生徒との 交流を積極的に行い、障がいのある人との交流を 積極的に行い、障がいに対する理解を深めるとと もに、思いやりや助け合いの心を育みます。	1-2	④	・トライやる・ウィークの事業所の一つとして、障が い者福祉施設等を準備する。（④） ・特別活動においては、学校行事等に限らず、学級活 動、児童会・生徒会活動、クラブ活動の全てにおい て、障がいのある生徒と共に過ごすことを基本とす る。（④）	・日々の生活の中で、生徒が障がいの有無に関わらず 学級の仲間として過ごすことができるようにする。 （④）	・トライやる・ウィークの事業所の一つとして、障が い者福祉施設等を準備した。（④） ・特別活動においては、学校行事等に限らず、学級活 動、児童会・生徒会活動、クラブ活動の全てにおい て、障がいのある生徒と共に過ごすことを基本として いる。（④）	・日々の生活の中で、生徒が障がいの有無に関わらず 学級の仲間として共に過ごすことができた。（④）	A

障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					令和6年度						
番号	計画	所管課	取組	内容	施策 区分	評価 視点	実施すること	実施することによる効果の目標	実施したこと	実施したことによる効果	所管評価
11	2-3	学校教育課	総合的な学習の時間の活用	体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります。	1-1	④	・総合的な学習の時間で取り扱う、探究課題の設定に際して、現代的な諸課題に関する視点を示し、障がいや人権についての考え方を共有できることを目指す。（④） ・引き続き各校の状況に応じてカリキュラムを設定し、当事者の方の講話を聞いたり、交流したり、体験的な学習ができるよう支援する。（④） ・引き続き、教職員が専門的な知識のある方の助言や指導をいただく機会を持てるよう支援する。（④）	・探究的な学習を通して、他者や社会との関わりに関する視点をもち、障がいや人権について考えを深める。（④） ・体験的な学習や当事者の話を通して障がいや人権についての正しい理解を深めていけるようにする。（④） ・教職員の知識の向上を図り、特別支援教育の実践的な研究を深める。（④）	・総合的な学習の時間において福祉学習として、講話や車いすに実際に乗る体験を行った。また、障がいのある児童生徒と一緒に学ぶ時間をつくることにより、障がいに対する理解を深め、相手の特性を察知し、知ることの大切さ、人とのつながりの大切さについて考えさせることができた。（④） ・教職員を対象とした研修として、専門的な知識のある方に来校いただき、障がいのある児童生徒の行動観察や助言・指導をいただいた。（④）	・相手の特性を察知し、知ることの大切さに気づき、共生社会について考えさせることができた。また、障がいのある人や高齢者が地域で生活していく方策について考える機会とすることができた。また、実際に障がいのある方と交流することで、障がいとの向き合い方や人とのつながりの大切さについて考えさせ、障がいに対する理解を深めさせることができた。（④） ・障がいのある児童生徒に対する理解を図ることができた。また、授業中の学習課題や対応の仕方など特別支援教育について研究を深めることができた。（④）	B
12	2-3	国際文化推進課	各種講座・教室の開催	地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努めます。	1-1	④	・出前講座のメニュー登録などを推進する。また、利用者拡充に向けた取り組みを検討する。（④）	・人権問題や障がいがある人への配慮に関する出前講座の申請数を、昨年度より1件増やす。（④）	・出前講座のメニュー登録などを推進した。また、利用者拡充に向けた取り組みを検討した。（④）	・人権問題や障がいがある人への配慮に関する出前講座を実施し、学習機会の確保に努めた。（④）	B
13	2-3	社会福祉協議会	福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料等の貸出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	1-1	④	・幼稚園、認定こども園、保育所、小中学校、高等学校において、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、肢体に障がいのある人など当事者の講話や、車いす、アイマスク体験を実施する。（④） ・アクションプログラム推進協議会において、市立幼稚園5園に「この町がすき」の手話歌の練習訪問を行う。（④） ・こども向け手話教室を開催する（④） ・学生協働プロジェクトにおいて、各学校と協働しまると説明会に置いて障がい者に関する発表を行う。（④）	・当事者と接することにより、障がいのある人への理解を進める。（④） ・講話や、体験、手話歌の取り組みにより小さい時から福祉に触れる機会を創出する。（④）	（社会福祉協議会） ・幼稚園、認定こども園、小中学校において、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、肢体に障がいのある人など当事者の講話や、車いす、アイマスク体験を実施した。（④） ・アクションプログラム推進協議会において、市立幼稚園5園に「この町がすき」の手話歌の練習訪問を行った。（④） ・こども向け手話教室を開催した。（④） ・学生協働プロジェクトにおいて、各学校と協働しまると説明会に置いて障がいのある人に関する発表を行った。（④） （基幹相談支援センター） ・知的障がい、発達障がいの疑似体験を通して関わり方を知ってもらう活動をR6年度初めて小学校にも広げて実施した。（④）	（社会福祉協議会） ・民生委員、福祉推進委員が小学校への福祉学習の協力をするにより、地域住民への障がいのある人の理解を進めることができた（④） ・幼稚園の、音楽会や生活発表会で手話歌を実施するなど、小さなころから福祉に触れる機会となっている（④） ・学生協働プロジェクトでは、学生にとって障がいについて探求する機会となった。（④） （基幹相談支援センター） ・インクルーシブ教育に力を入れている芦屋市では、知的障がい、発達障がいのある児童も多く一緒に授業を受けているため、特性を知ること、関わり方を知ってもらう機会となった。（④）	B
14	2-4 3-2	障がい福祉課 市民参画・協働推進課	障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催	新型コロナウイルス感染症を機に、これまで実施してきた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに則った事業を検討・実施します。	1-2	④	（障がい福祉課） ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施する。（④） ・「障がい児・者作品展」を開催し、市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、福祉センター・木口記念会館・市役所・市内店舗等で展示する。（④） ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2024」を実施する。（④） （市民参画・協働推進課） ・「日常を「ユニバーサルマナー」でつなぐ」に関して、説明書きを添えた缶バッチを市内の施設に配架し、自由にお取りいただく。（④） ・「日常を「ユニバーサルマナー」でつなぐ」について、ホームページ、SNS等で広報をする。（④） ・その他事業について、障がいの有無に関わらず交流できるイベントを開催する。（④）	（障がい福祉課） ・つながるマルシェの実施をとおして、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んでいく。（④） ・障がい児・者作品展をとおして、募があった。また、市内店舗等で展示を行うことで、普段障がいのある人と接点がない人にも、障がいのある人の活動について知ってもらうきっかけを提供する。（④） （市民参画・協働推進課） ・「日常を「ユニバーサルマナー」でつなぐ」を通して、ユニバーサルマナーについて考えるきっかけを創出する。（④） ・「日常を「ユニバーサルマナー」でつなぐ」の缶バッチを持つことで、ボランティアへの一歩につなげる。（④） その他事業では、イベント等をとおして参加者同士の相互理解を深める。（④）	（障がい福祉課） ・芦屋大学のボランティアサークル及びリードあしやと協働し、令和6年5月に、障がいの有無や世代にかかわらず交流を図ることができる新たなイベント「新緑・春のほかほか運動会」を開催した。（④） ・コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施した。（④） ・市内の障がい福祉サービス事業所利用者等から幅広く作品を募集し、「障がい児・者作品展」を開催した。会期終了後、市役所内や市内店舗等にて展示を行った。（④） ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2024」を市役所東館で実施した。（④） （市民参画・協働推進課） ・「日常を『ユニバーサルマナー』でつなぐ」に関して、説明書きを添えた缶バッチを配布した。（④） ・芦屋大学のボランティア部とあしや市民活動センターを中心に、障がいの有無や年代に関わらず交流ができるイベント「新緑・春のほかほか運動会」を開催した。（④）	（障がい福祉課） ・「新緑・春のほかほか運動会」をとおして、障がいの有無や世代にかかわらず交流する場を提供できた。（④） ・障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。（④） ・作品展では、168点・21団体・個人6人からの応募があった。また、市役所内や市内店舗等で展示を行うことで、普段障がいのある人と接点がない人にも、障がいのある人の活動について知ってもらうきっかけを提供できた。（④） ・「まるっと説明会」では、事業所での作業体験ができるワークショップの開催等、新たな取組を実施した。（④） （市民参画・協働推進課） ・地域福祉課、市民参画・協働推進課、あしや市民活動センターで合計約100個缶バッチを配布した。また配布意図を説明することで、多様性への理解を深めることができた。（④） ・「新緑・春のほかほか運動会」では、主催側も含め167人が参加し、サッカーなど5競技を楽しんだ。障がいや年代によってできないこともあるなかで、参加できるように工夫し運営することができた。（④）	A
15	2-4 3-2	障がい福祉課	障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知	市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出し、障がいのある人等に周知します。	1-2	④	（障がい福祉課） ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業新規登録店舗数：10件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントへの投稿数：30件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントフォロワー数：150人（④）	・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業について、登録店舗等をASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントにて紹介した。（④）	・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業新規登録店舗数：9件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントへの投稿数：27件（④） ・ASHIYAみんなにやさしいお店Instagramアカウントフォロワー数：180人（④） ・フォロワー数や各投稿へのリーチ数について課題はあるものの、Instagramアカウントを広く公開することで、障がいの有無にかかわらず様々な人に合理的配慮について考えていただくきっかけを提供することができた。（④）	B	

障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策 区分	評価 視点	令和6年度				
番号	計画	所管課	取組	内容			実施すること	実施することによる効果の目標	実施したこと	実施したことによる効果	所管評価
16	2-5	地域福祉課	市と市民による協働の取組	市と市民の協働で設置した「地域福祉アクションプログラム推進協議会」において、既存のプロジェクトの推進と、より多くの人が楽しく参加できる新たな地域活動を展開していきます。	3	① ② ③ ④	・既存の取組を拡大・継続実施をしていくとともに、スマホカフェについては教える側の育成に努め、市民同士での交流につながる工夫を行う。（③） ・市立幼稚園全園での「この町がすき」の手話歌の取組を進める。（④） ・地域の取組をより広く周知できるよう、イベントの開催方法を検討する。（③）	・スマホカフェの依頼は年々増加しており学生ボランティアだけでは難しい場合もあったため、学生以外のサポーターの増加を通して昨年度以上にスマホカフェを地域に広げていく。（③）	・スマートフォンの活用に苦手意識を持っている傾向が強いシニア向けに、学生ボランティアによるスマホカフェを実施した。令和6年度は、スマホカフェ実施団体や関心を持つ団体の交流会を開催した。（③） ・地域の取組を紹介するイベントを開催した。（③） ・市立幼稚園や地域のイベントでの「この町がすき」の手話歌を通じて、福祉に触れる機会づくりに取り組んだ。（④）	・スマホカフェは複数の自治会において定期的な開催に繋がっており、世代間交流の場となっている。またスマホカフェ交流会では、課題や利点を共有し合い、今後の活動について考える機会となった。（③） ・地域福祉アクションアワードとして地域の取組を紹介するイベントを開催したことで、多世代間の交流の場を設けることができた。（③）	A
17	2-5	障がい福祉課 社会福祉協議会	ボランティアの育成	関係機関と連携し、手話・要約筆記をはじめ、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成します。	2	③	・芦屋市社会福祉協議会への委託事業で、手話奉仕員養成講座（入門編）を開催する。（③） ・手話奉仕員養成講座終了後、ボランティアグループに体験会の開催を働きかける。（③） ・要約筆記体験会を実施する。（③）	・手話通訳ボランティアを育成することで、聴覚障がいのある人の情報面でのバリアの解消を進める。（③） ・ボランティアグループの体験会により、グループへの加入者を増やす。（③）	（障がい福祉課） ・芦屋市社会福祉協議会への委託事業で、手話奉仕員養成講座（入門編）を開催した。（③） （社会福祉協議会） ・要約筆記体験会を実施した。（③） ・手話ボランティア希望者に手話サークルを紹介した。（③） ・つむぐ会（障がい者の居場所づくり）、アーノルド（手話教室）が登録ボランティアグループとなった。（③）	（障がい福祉課） ・手話奉仕員養成研修（入門編）を21名が修了し、手話通訳ボランティアを育成することができた。（③） （社会福祉協議会） ・登録ボランティアグループが増えたことにより、ボランティア活動の選択肢が増えた。（③）	A
18	3-1	障がい福祉課	就労支援員の配置	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図ります。	3	②	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置する。（②）	・配置人数：1人（②）	・保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置した。（②）	・配置人数：1人（②） ・就労相談件数：1,765件（②） ・一般就労達成者数：15名（②）	A
19	3-1	人事課	障がいのある人の採用	障がいのある人を短期雇用にこだわらず、常勤職員・会計年度任用職員として採用します。	3	②	・引き続き、障がいのある方を会計年度任用職員として採用する。（②）	・R6年度の法定雇用率が2.8%に上がるため、その法定雇用率を充足するように採用する。（②）	・障がいのある方を会計年度任用職員として以下の人数を採用した。（②） └身体：4名 └精神：12名 └知的：4名	・R6年度の法定雇用率が2.84%となり、R6年度法定雇用率を達成した。（②）	A
20	3-1	障がい福祉課	授産品販売コーナーの設置	市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。	1-1	④	・引き続きつながるマルシェを実施する。（④）	・つながるマルシェの開催回数：1回（④） ・市内事業所の授産品の販売経路拡大を支援し、障がいのある人の活動について周知を図る。（④）	・生活協同組合コープこうべとの包括連携協定により、つながるマルシェを実施。市内のコープこうべ3店舗にて、市内障がい者就労支援事業所の授産品販売を、6、10、1、2月の計8回実施した。（④）	・市内事業所の授産品の販売経路拡大を支援し、障がいのある人の活動について周知を図ることができた。（④）	A
21	3-1	障がい福祉課 総務課	市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施	市役所北館1階のカフェスペースにおいて障がいのある人の雇用及び市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を実施します。	1-1 3	② ④	・引き続き、授産品販売の常設販売・イベント販売を実施し、B型利用者就労に加え、体験就労・見学等を受ける。（②④） ・県立芦屋特別支援学校の生徒の受け入れを行う。（②④）	・利用者数及び市内在住者の増加を図る。（②④） ・「ふくしバフェ」を毎月開催する。（②④）	・「芦屋ふくしバフェ」 └授産品販売については、常設販売に加え、イベント販売を毎月開催した。（④） ・「つながるマルシェ」開催(毎月1回) └専門医によるダウン症の成人の悩み事をサロン形式で対応した。（④）	・障がい者就労 延べ400人日(1.6人／日)(②④) ・「芦屋ふくしバフェ」の毎月開催(②④) ・「ダウン症サロン」の毎月開催(②④)	A
22	3-2	社会福祉協議会 障がい福祉課	障がい児・者の芸術作品等の発表機会の創出	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行います。 障がい児・者作品展に限らず、障がい児・者による芸術作品等の発表機会を創出していきます。	1-2	④	・R6年度も障害者週間にかかる期間として、12/4～12/10に第17回障がい児者作品展を実施する。（④） ・昨年度に引き続き、出展事業所による授産品販売会を作品展開催期間中に実施する。（④） ・作品展終了後も、市役所や地域の商店などで展示を継続する。（④）	・作品展を実施することで、障がいのある人の文化・芸術活動を促進すると同時に、障がいについての理解・啓発や地域の事業所、授産品を知る機会を創出する。（④）	・障害者週間の期間中である12/4～12/10に、第17回障がい児者作品展を実施し、地域の事業所等より21団体、一般6名の方により、168作品を展示した。（④） ・令和6年度初めての取り組みとして、作品展の開催期間中の12/5（木）に、出展事業所による授産品販売会の中で事業所の方による実演販売会を実施した。（④） ・作品展終了後も、市役所や郵便局、リードあしやなどで展示を継続した。（④）	・近年、出展者に対して、赤い羽根共同募金からの配分金にて、各自の出展作品展を印刷されたカレンダーを贈呈しており、それが定着し、貰うことを励みに出展者の意欲、自信向上につながっている。（④） ・授産品販売会を通して、地域の事業所を知るきっかけになり、障がい分野への啓発の一助となった。（④）	B

障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策 区分	評価 視点	令和6年度				
番号	計画	所管課	取組	内容			実施すること	実施することによる効果の目標	実施したこと	実施したことによる効果	所管評価
23	3-2	公民館 社会福祉協議会 スポーツ推進課 地域福祉課（福祉センター係） 障がい福祉課	障がいのある人の生涯学習活動の振興	・障がいのある人の自主的な学習活動を推進するため、障がいのある人の学習の場である「阪神南青い鳥学級」「阪神くすの木学級」の開設及び周知を行います。 ・障がいのあるなしにかかわらず、誰でも参加できるしょうがい者とのスポーツ交流ひろばの実施等スポーツ教室の開催支援を行います。 ・障がいのある人が、様々な行事に参加し、社会参加の促進を図るため、市主催の行事・イベントや講演会など、各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	1-2 3	③ ④	（社会福祉協議会） ・阪神青い鳥学級が芦屋市で開催されるため、ボランティア派遣等の協力をする。(③) ・しょうがい者とのスポーツ交流ひろばを開催する。(③④) ・保健福祉フェアにおいて、しょうがいスポーツを実施する。(③④) ・手話通訳、要約筆記について、市の派遣事業の対象外の依頼についてボランティア派遣を行う。(③) （スポーツ推進課） ・偶数月にしょうがい者とのスポーツ交流ひろばを開催する。(④) （公民館） ・「阪神南青い鳥学級」芦屋教室を実施予定。(④) ・「阪神くすの木学級」尼崎教室を実施予定。(④) （地域福祉課（福祉センター係）） ・月1回、しょうがい者とのスポーツ交流ひろばを実施予定。7月は保健福祉フェアの催しとして行う予定。	（社会福祉協議会） ・本年度はパラリンピックが開催されるため、参加者の増加を目指す。(③④) ・しょうがい者とのスポーツ交流ひろばの参加者を前年比19人増やす。(④) （地域福祉課（福祉センター係）） ・障がい者スポーツ（ボッチャ、フライングディスク等）を体験する機会を提供することで、障がいへの理解を深めるきっかけをつくる。 ・障がいのある人もない人との交流できる機会を提供し、障がいへの理解を深めるきっかけをつくる。 （公民館） ・芦屋市障がい福祉課、社会福祉協議会、視覚障害者の会、ろうあ協会、ボランティア団体等と協議し、障がい者の学習の場を拡充し、社会参加・活躍を促進する。(④)	（公民館） ・「阪神南青い鳥学級」芦屋教室を実施した。 本市からは定員10名に対し8名の参加があった。(④) ・「阪神くすの木学級」尼崎教室を実施。(④) （社会福祉協議会） ・阪神青い鳥学級において、ボランティア派遣の協力を行った。(③) ・しょうがい者とのスポーツ交流ひろばを開催した。(③④) ・保健福祉フェアにおいて、しょうがいスポーツを実施した。(③④) ・手話通訳、要約筆記について、市の派遣事業の対象外の依頼についてボランティア派遣を行った。(③) （スポーツ推進課） ・偶数月にしょうがい者とのスポーツ交流ひろばを開催した。 （地域福祉課（福祉センター係）） ・月1回、しょうがい者とのスポーツ交流ひろばを実施し、令和6年度の参加者（7月除く）は計129人だった。7月は保健福祉フェアの催しとして行われ、131人の参加があった。(④)	（公民館） ・阪神青い鳥学級南支部芦屋教室運営委員会・阪神くすの木学級尼崎教室運営委員会において、芦屋市障がい福祉課、社会福祉協議会、視覚障害者の会、ろうあ協会、ボランティア団体等と協議し、 ↳教養講座「ことわざの世界」、ICT講座「スマホ実習（自動音声読み上げ機能）講座」 ↳「人と未来防災センター」見学ツアーで震災追体験、地震後の街のジオラマ、ビデオ鑑賞、パネル展示見学。 ↳古典落語・講談、ピアノ・ハンドベル演奏鑑賞。 により社会参加・活躍を促進できた。(④) （社会福祉協議会） ・パラリンピック開催時期に合わせて、インスタグラムでしょうがい者とのスポーツ交流ひろばの紹介をしたことにより、直近の参加者が増加した。(④) （スポーツ推進課） ・しょうがい者とのスポーツ交流ひろばの参加者が前年より減少となった。 （地域福祉課（福祉センター係）） ・障がい者スポーツ（ボッチャ、フライングディスク等）を体験する機会を提供することで、障がいへの理解を深めるきっかけをつくることができた。(④) ・障がいのある人もない人との交流できる機会を提供することができた。(④)	B
24	3-2	国際文化推進課	社会教育施設等の整備・改善	障がいのあるなしにかかわらず誰でも安全に施設を利用できるよう、バリアフリー化の進んでいない施設について、計画的にバリアフリー化を進めます。	2	①	・老朽化が進んでいる施設から順次、バリアフリー化、多目的トイレのユニバーサルデザイン化を含めた利便性向上のための改修を進めるよう努める。(①)	・障がいの有無にかかわらず、幅広い年齢層の方々に利用してもらえるように努める。(①)	・令和4年度にリニューアル工事に伴い、バリアフリー化を実施しており、老朽化を解消した。今年度も維持管理を継続的に実施し、利便性向上に努めた。(①)	・障がいの有無にかかわらず、幅広い年齢層の方々に利用してもらえるように努めた。(①)	B
25	4-1	障がい福祉課	障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	1-1 1-2 2 3	① ② ③ ④	・障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。(①～④)	・芦屋市共に暮らすまち条例について、取組内容の報告並びに評価及び障がい団体並びに自立支援協議会での評価結果の報告を行い、取組結果等から課題を抽出する。(①～④) ・開催回数：2回（①～④）	・障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催した。(①～④)	・芦屋市共に暮らすまち条例について、取組内容の報告並びに評価及び障がい団体並びに自立支援協議会での評価結果の報告を行い、取組結果等から課題を抽出することで、今後の障がいのある人への差別の解消につなげる課題を確認できた。(①～④) ・障がいのある人への差別や合理的配慮に関する事例を委員で持ち寄り、情報交換等を行った。(①～④) ・開催回数：2回（①～④）	A
26	4-1	障がい福祉課	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	1-1 2 3	① ② ③ ④	・引き続き「合理的配慮提供支援助成事業」を実施する。(①③) ・「合理的配慮提供支援助成事業」の対象メニューに、意思疎通支援者の派遣及び障がい理解に関する研修に係る費用を追加する。(①③④)	・合理的配慮提供支援助成事業助成数：3件（①③） ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業新規登録店舗数：10件（④）	・民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施した。(①③) ・「合理的配慮提供支援助成事業」の対象メニューに、意思疎通支援者の派遣及び障がい理解に関する研修に係る費用を追加した。(①③④) ・市民課待合スペースのディスプレイにおいて、みんなにやさしいお店登録事業を周知する動画を放映した。(①③)	・合理的配慮提供支援助成事業で2件助成を行った。(①③) ・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業で9事業者から登録があった。(④)	C
27	4-1	人権・男女共生課	障がいのある人の人権に関する啓発	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会を実施します。	1-1	④	・ふれ愛シネサロン（映画会）で障がいのある人をテーマにした映画を上映する。(④) ・映画会や講演会等のイベントで、参加者全員に、障がいのある人の人権に関するリーフレットを配布する。(④)	・アンケートの結果、映画会に参加して人権問題に関して関心が深まったと回答を80%以上にする。(④) ・イベント参加者にリーフレットを配布することで障がいについて広く啓発する。(④)	・障がいのある人の人権をテーマにした人権啓発映画会（ふれ愛シネサロン）を実施した。(④) ・人権啓発映画会において、障害者差別解消法及び合理的配慮提供支援助成事業のリーフレットを配布した。(④)	・人権啓発映画会のアンケートの結果、「人権に対する意識が大変深まった・少し深まった」という回答が約89%であり、障がいのある人の人権について、職員の理解を深めることができた。(④)	B
28	4-1	社会教育推進課	障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知	障害者差別解消法及び関連条例の理解と周知及び法等に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	1-1	④	・芦屋市人権教育推進協議会と連携した学習会等を実施し、各種団体へ参加の働きかけを行う。(④)	・芦屋市人権教育推進協議会研究大会等参加者：400名（④） ・研究大会参加者：400名（④） ・研究大会を通して障がいの理解や啓発に取り組んでいく。 ・広報誌の発行：7,500部×2回（10月、3月） ・市内就学前施設、小学校、中学校、高等学校、市民センター、集会所等への配架予定。	・芦屋市人権教育推進協議会と連携し、障がいや人権問題に関する学習会等を実施した。また、参加への働きかけを広報誌などを通して広く実施した。(④)	・学習会をととして、障がいのある人や家族の思いを知る機会の提供ができた。関係団体、学校関係者等がつながる場となった。(④) ↳1/10 ふれあい分化会（47名参加） 「障がい」のある子の母として考える「インクルーシブ教育」 障がいのある子どもに関わった学校の先生、子どもたちの対応等を、母親の視点で講演いただいた。 ・広報紙の発行（7,500部）（④） ↳市内就学前施設、小学校、中学校、高等学校、市民センター、集会所等への配架	B

障がい者（児）福祉計画第7次中期計画					施策 区分	評価 視点	令和6年度				
番号	計画	所管課	取組	内容			実施すること	実施することによる効果の目標	実施したこと	実施したことによる効果	所管評価
29	4-2	都市政策課	駅・道路・建物など一体的な バリアフリー化の推進	障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。	2	①	・基本構想において位置付けた特定事業について、バリアフリー推進連絡会において継続的な進行管理を実施するとともに、基本理念の実現に向けた更なる取組についても検討する。（①）	施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化を図る。（①）	・取組実績はございません。	-	-
30	4-2	地域福祉課	福祉のまちづくりの推進	○市内の公共施設等のバリアフリー情報を提供し、社会参加の促進を図ります。 ○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、福祉のまちづくりを推進します。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。	2 3	①	・市ホームページなどにおいて、公共施設等のバリアフリー情報の発信や、兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードのさらなる普及・啓発に継続して取り組む。（①）	・市内のバリアフリー情報や兵庫ゆずりあい駐車場制度、ヘルプマーク・カードの啓発活動を行うことで、市民への認知度向上に繋げていく。（①）	・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページにおいて提供していることに加え、子育て応援アプリでの情報発信を行った。（①） ・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めた。（①）	・兵庫ゆずりあい駐車場交付申請数は約280件、ヘルプマーク・カードの交付件数は約480件であり、昨年度に引き続き多くの市民に交付することができた。（①）	A
31	4-2	基盤整備課	道路・公園等のバリアフリー化の推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	2	①	・芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）に基づき、歩道のバリアフリー化工事を行う。（①） ・芦屋公園出入口のバリアフリー化工事を行う。（①）	・歩道のバリアフリー化工事で視覚障害者誘導用ブロックを設置することで、歩道通行の安全性の向上を目指す。（①） ・芦屋公園出入口のバリアフリー化工事で公園出入口の改良を行うことで、段差が解消し、公園利用の安全性の向上を目指す。（①）	・芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）に基づき、歩道切下げ部のバリアフリー化工事及び視覚障害者誘導用ブロックの設置工事を実施した。（①） ・芦屋公園出入口及び園路の一部において、バリアフリー化工事を実施した。（①）	・工事を実施したことにより、当該地区の歩道通行の安全性がが向上した。（①） ・工事を実施したことにより、芦屋公園出入口及び園路の安全性が向上した。（①）	A
32	4-2	地域福祉課	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	2 3	①	・引き続き公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、事業者が購入によってノンステップバスを導入する際は、補助を行っていく。（①）	・ノンステップバスの導入による補助申請があった場合は、1台分の補助を行う。（①）	・公共バス事業者によるノンステップバスの新規導入はあったものの、リース導入のため、市の補助金の活用はなかった。（①）	・令和6年度末時点のノンステップバス保有車両数は35両で全車両の68%となった。（①）	B
33	4-3	消防本部指令課	119番等緊急通報受信体制の整備	聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいのある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に、「Net119」、「メール119」及び「FAX119」の整備を行います。	2	③	・継続してNet119システムの広報を実施する。（③）	・広報を実施し周知することにより、Net119システムの認知の拡大を図る。（③）	・ホームページにてNet119システムの広報を継続で実施した。（③）	・令和6年度、5名の増加となった。（③）	B
-	-	学校教育課	教職員を対象とした研修	専門の方を講師として招聘し特別支援教育に関わる指導助言を得ること、また、交流会を行うことで教職員の実践的指導力の向上を図ります。	1-1	④	・引き続き、専門的な知識のある方の助言指導をいただく機会がもてるよう支援する。（④）	・教職員の知識の向上を図り、特別支援教育の実践的な研究を深める。（④）	・専門的な知識のある方に来校いただき、障がいのある児童生徒の行動観察や助言指導をいただいた。また、特別な教育配慮を必要とする子どもの支援の在り方を共有していただくことで、学級経営や授業の在り方について指導いただいた。（④）	・障がいのある児童生徒に対する理解を図ることができた。また、授業中の学習課題や対応の仕方など特別支援教育について研究を深めることができた。（④）	B